

告示第8号

市川三郷町森林整備計画（案）の公告縦覧について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により市川三郷町森林整備計画を立てたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項により次のとおり公告し、当該市川三郷町森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、市川三郷町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、市川三郷町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和7年 2月 3日

市川三郷町長 遠藤 浩

1 縦覧場所

市川三郷町役場 産業振興課 農林係

市川三郷町役場 web ページ内

(<https://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp>)

2 縦覧期間

自 令和 7年 2月 3日

至 令和 7年 3月 4日